



学校だより

令和4年6月30日
7月号
岩国市立岩国小学校



「家庭の教育力」

校長 清 寿光

教育には、学校教育、家庭教育、社会教育の3つがあります。さらに、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動など、自ら行う活動（学習）を加えると生涯学習と呼ばれています。現代は、「国民一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現を図る。」(教育基本法 第3条 一部抜粋)という生涯学習社会とされています。また、同法第10条には、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」と定められ、「家庭が教育の原点」と言われる所以となっています。

さて、夏休みに我が子が友だち同士で「〇〇へ遊びに行きたい」と言ってきました。学校のきまりもありますが、このことを許可するかしないかの判断は、それぞれの家庭での判断によることになります。「子どもが事件や事故に巻き込まれては大変」と許可しないか、「〇年生になったら、認めるよ」や「社会的な学習になるから、賛成するよ」として、本人に主体性や責任感をもたせていくのかは、家庭での教育にかかっています。

①誰と行くのか。②どのような行程で行くのか。③何時に帰ってくるのか。④お金はどのくらい必要なのか。⑤何に使うのか。等々をしっかりと話し合っておくことや、事件や事故に巻き込まれないようにするための方策（行動・服装・髪型等）も教える必要があります。それが、家庭の教育力です。もう少しで夏休みになります。家庭での教育力が発揮される絶好のチャンスです。

職員の異動について(お知らせ)

平素から本校の教育活動にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。現在主に6年生の理科を担当している、相原 裕貴 教諭が、7月25日より産育休に入ります。2学期からの後任の担当については、決まり次第改めてお知らせしますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。



国の基本的対処方針が改正され、夏季におけるマスク着用の考え方が示されました。学校においては、引き続き、従来どおりのマスク着用の柔軟な対応を行うなど、感染防止対策を行っていきます。

夏季における児童のマスクの着用について



原則、マスク着用

●身体的距離が十分とれない場合 ●換気が不十分な場合 等



以下のような場合は、マスク着用は不要

●屋外で十分な身体的距離が確保できる場合 ●熱中症などの健康被害が発生する恐れがある場合 等



外遊び
2mの身体的距離が保てる



体育・部活動
更衣室や待機中はマスク着用



夏場で熱中症の危険
登下校中も会話なしで



校外活動
会話なしで